

別表(第6条関係)

恵山市民センター使用料

区分	時間区分					
	昼間 (午前9時から午後5時まで)		夜間 (午後5時から午後10時まで)		暖房料	
	3時間まで	3時間を超え 1時間まで ごとに	3時間まで	3時間を超え 1時間まで ごとに	3時間まで	3時間を超え 1時間まで ごとに
集会室	2,030円	670円	3,050円	1,010円	1,230円	410円
娯楽室	790円	330円	1,240円	450円	510円	200円
研修室(1室分)	670円	220円	1,010円	330円	410円	200円
研修室(2室分)	1,240円	440円	1,920円	660円	820円	300円
娯楽室および研 修室(1室分)	1,460円	550円	2,250円	780円	920円	300円
娯楽室および研 修室(2室分)	2,030円	670円	3,050円	1,010円	1,230円	410円
調理室	790円	330円	1,240円	450円	510円	200円
全館	4,860円	1,770円	7,460円	2,570円	3,070円	1,110円

備考

- 1 全館とは、すべての使用場所をいう。
- 2 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき11,330円とする。この場合において、暖房を使用したときは、暖房料として6,140円を徴収する。
- 3 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する。